

日本精神科救急学会 選挙細則

第1章 総則

第1条（目的）

日本精神科救急学会（以下、本学会という）は、本学会の会務の遂行と事業の円滑な運営を図ることを目的として、役員及び評議員の選挙規定に関する細則（以下、本細則という）を定める。

第2条（会則等との関係）

役員および評議員の選挙については、本学会「会則」及び「評議員選出規定」、「理事選出規定」に定める他は、本細則によって行う。

第2章 評議員選出委員会及び理事選出委員会

第3条（評議員選出委員会）

本細則の目的達成と、選挙実務の円滑な運営を図るために、評議員選出委員会を置く。

2. 評議員選出委員会は、委員長および委員により構成され、選挙に関する実務を遂行するとともに実務に携わる者を管掌する。その際、評議員に立候補する予定の者は含めない。また、委員長は理事、評議員になることはできない。
3. 評議員選出委員会は、別途定める「評議員選出規定」により業務を遂行する。
4. 評議員選出委員会は、評議員有資格者名簿を作成し、選挙実施年の3月1日までに評議員有資格者に対し評議員選挙の公示をする。
5. 選挙の結果、有効投票数の等しい者が2名以上あった場合、評議員選出委員長は抽選によって順位を決定する。
6. 評議員選出委員長は、本細則に定めのない事項が生じた場合は理事長に答申し合議する。

第4条（理事選出委員会）

本細則の目的達成と、選挙実務の円滑な運営を図るために、理事選出委員会を置く。

2. 理事選出委員会は、委員長および委員により構成され、選挙に関する実務を遂行するとともに実務に携わる者を管掌する。
3. 理事選出委員会は、別途定める「理事選出規定」により業務を遂行する。
4. 理事選出委員長は、本細則に定めのない事項が生じた場合は理事長に答申し合議する。

第3章 役員などの選任

第5条（評議員の選出基準）

評議員は、「評議員選出規定」の定めるところにより、選挙にて選出され、理事会の承認を経て総会に報告される。

2. 評議員数の上限は「正会員のおおよそ 12%」とし、今後は評議員として積極的に活動してもらえる会員に評議員になってもらうよう、評議員会の充実を図る。

3. 緩い地域性を導入し、今後は各地区の活動を高めるべく、適正に近い評議員数になるように調整していく。なお、北海道と東北はそれぞれ独立した地区とする。なお、県による差が大きいところもあるので、今後、県ごとの格差をどう調整するかも課題。

また、選挙人及び被選挙人の所属する地区は、選挙が行われる年の 1 月 1 日現在の勤務地によって決める。ただし現に勤務していない者は主な住所とする。

参考まで、現状を以下に示す。

地区	正会員数	評議員数	12%としたときの 評議員数
北海道	23	4	3
東北	99	10	12
関東	311	51	38
中部	120	9	15
近畿	153	16	19
中国・四国	71	8	9
九州・沖縄	102	11	13

(2011 年 9 月 30 日現在)

4. 地区別を優先して選出された評議員の結果を見て、各職域でその職域の正会員の 12%に著しく満たないところは、追加し、調整する。その際の職域は「医師」、看護職、心理士、精神保健福祉士、作業療法士などの「医療職」、大学・大学院・研究機関等の「その他専門職」、事務職、コンシューマーなどの「一般」の区分とする。

5. 選出方法としては、選挙実施年の 1 月 1 日の評議員有資格会員名簿を 2 月 1 日までに全会員に配布する。

6. 評議員になろうとする者は、自薦、他薦を問わず所定の書面をもって届け出る。他薦の場合、推薦者は所属する地区の評議員有資格者から推挙する。

7. 投票は、選挙人が所属する地区の評議員候補者より選んで 3 名以内連記とし、直接無記名で郵送にて行う。但し、同じ名前を 2 回以上書いたら全て無効、1 人のみ記名は有効とする。この内容以外の投票があった場合、委員会で審議し、その結果を理事会に報告する。

8. 評議員選出委員会は、届け出のあった者の中から、原則として地区別、職種別の割合が、ほぼ本細則に添うような形になるように評議員候補者を選定する。ただし原則を超える時は評議員選出委員会で協議、検討し、理事会は、選定結果をもとに最終案を策定し、総会に報告する。

9. 評議員選出委員になったものは原則評議員になることはできない。しかし、評議員候補者の選定結果の報告を受けた理事会が、最終的な調整をすることができる。

第 6 条 (理事の選出基準)

理事は、評議員選挙により選出された新評議員の中から選出される。

2. 新評議員が決定後、理事選出委員会が理事への自薦、他薦方法について通知する。
3. 受け付けた自薦、他薦について、地区のバランスも考慮し、新理事の原案を作成する。
4. 新評議員会にて、新理事案をもとに、「第5条－7」に準じて、新理事を選任する。

第7条（監事の選出）

監事は、定員を2名とし、正会員の中から、自薦・他薦により選出され、理事会で承認され、総会で報告され、選任された日から次期監事が総会で報告された日までとする。

第8条（無投票）

各選挙の立候補の数が、定数に合致し、または満たない場合は、投票を行うことなく立候補者を評議員または理事に選出する。

2. 欠員の補充方法については、選挙の結果を踏まえて評議員候補者の最終調整を理事会が行う。

第4章 本細則の修正

第9条（細則の修正および改定）

本細則の修正および改定は、理事会の承認を得た上で総会に報告する。

初版 2014年9月5日

2015年9月19日 一部改正（臨時理事会にて承認）

2015年12月11日 正式改訂予定